

人権だより

NO.105

令和8年5月発行

岐阜県環境エネルギー生活部 人権施策推進課 岐阜県人権啓発センター
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 (県庁2F)

☎058-272-1111 (内線3052) 直通058-272-8250

令和8年度 啓発活動重点目標

～人権啓発キャッチコピー～

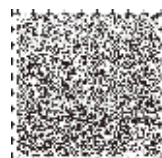
「誰か」のこと じゃない。

法務省の人権擁護機関では、令和8年度も、人権問題を誰かの問題ではなく、自分の問題として捉え、人権を尊重することの大切さについて考えていただけるよう、「『誰か』のこと じゃない。」を啓発活動重点目標に掲げ、各種の人権啓発活動を幅広く展開します。

令和8年度啓発活動強調事項

法務省

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) こどもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 部落差別（同和問題）を解消しよう
- (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- (9) ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (11) 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
- (12) インターネット上の人権侵害をなくそう
- (13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (15) 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう
- (18) ゲノム情報（遺伝情報）に関する偏見や差別をなくそう



令和7年度「ひびきあい活動」の取組

平成18年度から、県内すべての公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校において、「ひびきあい活動」に取り組んでいます。本取組は、人権教育における行動力の育成を主たる目的とし、人権問題に対する実践的な態度を育むとともに、確かな人権感覚を培い、様々な人権課題の解決を目指すものです。

昨年度は、多くの園・学校において、幼児・児童・生徒が主体となり、これまで継続してきた自他を大切に活動の意義について考える取組や、様々な人権課題について仲間や地域の方々と交流する取組が行われました。こうした活動を通して、人権感覚の育成が図られました。



- | | |
|-------------|---------------------|
| ○ 幼稚園 | みんな なかよし |
| ○ 小学校（前期課程） | つなごう 人と人の心と心 |
| ○ 中学校（後期課程） | あなたの心を行動に |
| ○ 高等学校 | 磨こう人権感覚 つくりあげよう共生社会 |
| ○ 特別支援学校 | 心と心で支え合い 笑顔あふれる毎日に |

171の園・学校を「ひびきあい賞」として表彰 <岐阜県人権教育協議会>

【表彰校数】

幼稚園	20園
小学校	83校
中学校	39校
義務教育学校	4校
高等学校	17校
特別支援学校	6校
私立幼稚園	1園
私立小学校	1校

■様々な人権課題の理解や日常生活につながる実践例

- 部落差別（同和問題）や性的マイノリティ、インターネット上の人権侵害など、現代社会における多様な人権課題について、総合的な学習の時間を中心に学んでいます。学習を通して自己を見つめ直すことで、自らの「生き方」について主体的に考える活動を行っています。
- 生徒会が中心となり、「いじめに向き合う姿勢」をテーマに考えた内容を、毎月全校放送で発信しています。他者を思いやる心の大切さに気づくと共に、自分の発言や行動の重みを振り返る機会となっています。
- 親子で命の大切さについて考える取組や、「よいこと見つけ」の意義を家庭と共有し、自己肯定感の育成に努めています。家庭・地域と連携した活動を通して、思いやりの心を育む環境づくりを進めています。

「ひびきあい活動」の優れた取組を継続して行っている 20の園・学校を「人権文化あふれる学校賞」として特別表彰

「ひびきあい活動」を核とした日常的な人権教育を継続している園・学校を「人権文化あふれる学校賞」として特別に表彰しました。「ひびきあい活動」の取組を継続・発展させることにより、日常の様々な場面で、自分の大切さと共に他の人の大切さを認める態度や行動を自然に表す幼児・児童・生徒が育まれています。

◆◆◆ 特別表彰された園・学校では、次のような取組が行われています。 ◆◆◆

- 発達段階に応じ、いじめや多様性などの様々な人権課題について計画的に学ぶ取組
- 異学年集団でのよさ見つけや話し合いを通して、認め合い協力する力を育てる取組
- 高齢者との交流やあいさつ運動などを通して、家庭・地域と連携して進める交流活動

【「人権文化あふれる学校賞」表彰校】

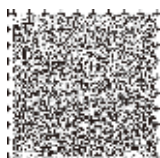
～今年度も含め通算6回以上、連続3年以上「ひびきあい賞」を受賞した学校～



- | | | |
|-----------------|------------------|---------------|
| ・本巣市立糸貫東幼稚園 | ・羽島市立桑原学園 | ・恵那市立中野方小学校 |
| ・岐阜市立七郷小学校 | ・大垣市立南小学校 | ・中津川市立南小学校 |
| ・本巣市立本巣小学校 | ・海津市立平田中学校 | ・高山市立新宮小学校 |
| ・瑞穂市立巣南中学校 | ・揖斐川町立谷汲中学校 | ・岐阜市立岐阜商業高等学校 |
| ・岐南町立東小学校 | ・白川町立白川中学校 | ・岐阜県立岐阜聾学校 |
| ・岐南町立岐南中学校 | ・土岐市立妻木小学校 | ・岐阜県立揖斐特別支援学校 |
| ・岐阜大学教育学部附属小中学校 | ・多治見市立昭和小学校附属幼稚園 | |

※「人権文化あふれる学校賞」は1回のみの表彰です。

岐阜県教育委員会



全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所の開設

毎年、6月1日は「人権擁護委員の日」です。

岐阜県人権擁護委員連合会では、人権擁護委員制度の周知徹底と人権思想の普及高揚を図ることを目的に、全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所を開設します。

いじめ、体罰、女性や障がい者に対する差別、家庭内（夫婦、親子、結婚、離婚、扶養、相続等）、近隣間のもめごと、悩みごとなど、身近なことで困っていることがあれば、人権擁護委員が相談に応じます。

また、相談は無料で秘密は厳守しますので、どなたでもお気軽にご利用ください。

相談日 令和8年6月1日（月）

※市町村によって開設日時が異なる場合がありますので、お住まいの市町村役場にお尋ねください。

場所 開設場所は、お住まいの市町村役場にお尋ねください。

相談担当者 岐阜県内人権擁護委員

問い合わせ先 岐阜市金竜町5丁目13番地

岐阜地方法務局人権擁護課又は岐阜県人権擁護委員連合会事務局

TEL 058-245-3181（代）

●お電話での人権に関するご相談はこちらまで●

人権についての相談はなんでも

①みんなの人権110番：0570-003-110

※最寄りの法務局・地方法務局につながります。

（全国共通）

インターネットやSNS（LINE）でも人権相談を受け付けています。

詳しくは法務省HPへ



学校でのいじめ、虐待など子どもに関する相談は

②子どもの人権110番：0120-007-110

（全国共通・通話料無料）



英語、中国語、ポルトガル語を含む10か国語での相談は

③外国語人権相談ダイヤル：0570-090-911

（全国共通）

全国人権擁護委員連合会HPはこちら



④岐阜県人権啓発センター：058-272-8252

受付時間

①、②：平日午前8時30分から午後5時15分まで

③、④：平日午前9時から午後5時まで



ちょっといい話を紹介します (57)

日々の生活の中で、ほんの少し相手のことを思ってかけた「言葉」や「行動」に、まわりの空気が温くなったという経験はありませんか。

また、あなたがつらかったとき、苦しかったときかけられた「言葉」や「行動」が励ましになった経験はありませんか。

県民のみなさまから身のまわりの心温まる話をたくさん寄せていただきました。

その中から、3作品を紹介します。

小学校

わたしがいないしやしん

ままのおかしのしやしんがあった。

けっこんするまえのしやしんといっていた。

「なんでわたしはいないの?」ときいた。

「まだ、うまれていなかった。」ときいた。

「まま、ひとりだったの?」「さみしくなかったの?」とき

くと、「ままのおかあさんやともだちがいたからなのし

かったけど、あなたがうまれてもつと

たのしくなったよ。」ときいた。

わたしは、「うまれてよかったな。」

ときいた。

ままは、うれしそうにわらった。



中学校

外国人

車で家に帰っていると、信号機のない横断歩道を渡る一人の外国人の人がいた。最近、ニュースで外国人の人についての悪い行為について聞くようになり、「嫌だな」と思った。でも、その人は渡り終わったら、車の方を見て礼をしていた。

その姿を見て、すべての外国人の人がニュースのように悪い人じゃないと知り、外国人というだけで勝手に決めつけないようにしようと感じた。



特別支援学校

試合後の出来事

車いすバスケの試合で、ミスをして監督に怒られ試合後に泣いていると、先輩が「ミスは誰にでもある。まだ始めたばかりだから、大丈夫。ミスをしても沢山練習して上達していけばいい。」と優しく言うてくれた。それをきつかけ、人一倍練習に励もうと決心しました。また、先輩が同じことで悩んでいたら、今度は自分で声掛けができるようにしたいです。今は、声を掛けてくれた先輩に追いつくことができるように練習に励んでいます。



音声コードって?

各ページの右または左下隅に、バーコードのようなものが印刷されています。これは、『音声コード』といいます。

音声コードとは、紙に掲載された情報をデジタルに変える、新しい形の二次元バーコードのことで、縦と横の2方向に情報を記録することができます。この音声コードは、「活字文書読み上げ装置」によって音声で読み上げてくれます。

また、活字文書読み上げ装置で音声コードを読み取らせる場合、音声コードの位置がわかるように、用紙に切り込みを入れてあります。目の不自由な方々にも、当課が発行する啓発資料を活用していただくため、人権だよりは、『音声コード』による情報提供を行っています。

※「活字文書読み上げ装置」は、視覚障がいの方の日常生活用具として、給付（補助）を受けることができます。詳しくは、お住まいの市町村福祉窓口までお問い合わせください。

